

～令和2年度 名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金事業のご案内～

この補助事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、保育園、幼稚園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校



(以下「学校等」といいます。)が臨時休業したことに伴って、児童発達支援及び放課後等デイ

サービスの利用者負担が増加した場合に、本市の支給決定保護者の方を対象に補助を行い、経済的負担の軽減を図るものです。

なお、利用者負担上限月額が0円の方や利用者負担が発生していない方、臨時休業に関わらない通常利用で利用者負担上限月額に達している場合等は、返還（還付）が発生しませんので、ご注意ください。

また、本補助金は、令和2年4月から令和3年2月までのご利用分を計算します。返還額が生じた支給決定保護者の方へ、事業所を通じて返還を行います。市から保護者の方へ直接還付ではございませんので、ご承知おきください。

返還額が発生するかどうかにつきましては、ご利用の事業所へご確認をお願い致します。

